
研究ノート

学校に行けない理由とスクールソーシャルワーカーの支援内容の関連について
—スクールソーシャルワーカー実践活動事例集の分析から—

鈴木 依子

The relationship between the reason for truancy and the support of school social workers
—From the analysis of the case study of school social worker practice activities—

Yoriko Suzuki

The purpose of this study was to clarify the relationship between the reasons for truancy and the support of school social workers. Therefore, the reason and the contents of the support were classified from the case study of the school social worker practice activity, and the summary and the analysis were done. As an effective support for neglect families, school social workers conducted “cooperation with welfare” and provided formal services such as “joint conferences” with other occupations. In addition, as informal support, “service support” and “family interview” were carried out to the family. The effectiveness of school social worker support for children who belong to the “abuse group” among truancy children was clarified.

Key words: school social workers, truancy children, abuse group

1. はじめに

文部科学省は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月）」の成立を受けて、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月）」を策定した¹⁾。

その理由の一つに、不登校児童生徒数が近年増加し続けており、平成30年の小・中学校における不登校児童生徒数は約16万5千人となっている²⁾ことがあげられる。

ただ、文部科学省は、年間30日以上欠席した児童生徒の場合を「長期欠席」と定義しており、「不登校」とはその長期欠席者のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、そのうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

しかしながら、不登校の要因は複雑化、多様化しており³⁾、貧困家庭の子どもの不登校に関する研究^{4)~7)}では、貧困家庭の子どもの多くが、不登校になっていることが明らかとなっている。

不登校問題においては、「福祉の問題としての不登校」というまなざしが強化されている⁸⁾との指摘があり、不登校問題における福祉の重要性が強調されている。

そこで、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援について、スクールソーシャルワーカーへの期待が高まることとなった。

平成20年に文部科学省が開始した、スクールソーシャルワーカー活用事業⁹⁾によると、具体的なスクールソーシャルワーカーの職務内容としては、1. 問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ 2. 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 3. 学校内におけるチーム体制の構築、支援 4. 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 5. 教職員等への研修活動等の5点があげられている。

つまり、スクールソーシャルワーカーには、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者がふさわしいとされている。

文部科学省の定義には経済的な理由による者は不登校に含めないとあるが、本研究では貧困家庭の子どもについても不登校の対象者に含めることとし、研究対象となる子どもについては、不登校児ではなく、「学校に行けない子ども」とした。

また、学校に行けない子どもとスクールソーシャルワーカーの関連性については、これまで別々に論じられることが多かった。そこで、学校に行けない子どもの理由を明らかにするとともに、学校に行けない子どもの理由によって、スクールソーシャルワーカーの支援内容に違いがあるのか、その関連性を検討することを目的とした。

II. 方法

文部科学省初等中等教育局児童生徒課の平成30年度の「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」¹⁰⁾に掲載された改善事例は271件であった。

この「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」は、各都道府県・指定都市・中核都市のスクールソーシャルワーカーの取り組みについて取り上げたもので、問題の種別により、①貧困対策、②児童虐待、③いじめ、④不登校、⑤暴力行為、⑥非行・不良行為、⑦性的な被害、⑧ヤングケアラー、⑨その他に分類されていた。

今回は、このスクールソーシャルワーカー実践活動事例集全271事例から、「学校に行けない子ども」について掲載された128事例を研究対象とした。データは川喜田¹¹⁾が発案した質的資料の整理法を用いて帰納法的に抽象化した。まず、128事例について、学校に行けない理由とスクールソーシャルワーカーの支援内容を抜き出した。それぞれ得られた内容について、類似の内容をまとめてカテゴリー化する作業を繰り返して行い、抽象度を高め3水準（小・中・大）のカテゴリーを設けた。そして、学校に行けない理由とスクールソーシャルワーカーの支援内容の関連について検討した。

倫理的配慮については、文部科学省のインターネット上に公開されている公的資料に基づいて分類整理を進めることとした。

III. 結果

1. 学校に行けない子どもの理由

実践報告事例のうち128件の子どもが、様々な理由で学校に行っていなかった。その理由を検討した結果、8の小カテゴリー、4の中カテゴリー、2の大カテゴリーに分類された。大カテゴリーは【虐待群】と【ひきこもり予備群】であった（表1）。

【虐待群】は、《ネグレクト》79件で77%、《ネグレクト以外の虐待》23件で23%であった。どちらも、毎日学校に通うための生活基盤が確立していないために、学校に行くことができない子どもたちであった。

《ネグレクト》の内訳は、「子育て放棄」「養育力不全」「子育て不安」であった。そのうち「子育て放棄」に関する事例が最も多かった。具体的には、学校に子どもを行かせなかったり、子どもだけで夜間自宅に放置したり、兄弟の育児を子どもに押し付け、自らは養育を放棄したりするヤングケアラー等、親側の問題があげられた。「子育て放棄」の次に多かった理由は、「養育力不全」である。具体的には、家事ができないため、掃除が行き届かず、不衛生な状況で生活していた。栄養失調である子どもも多く、衣服が不衛生で異臭がするケースも散見された。金銭管理ができない家庭では経済的に困窮し、学用品や通学の定期券等の購入もできないことが理由としてあげられた。「子育て不安」は、親が精神疾患等の病気で、精神状態が不安定となり、子どもが登校する時刻に起きることができなかった等があげられた。《ネグレクト以外の虐待》については、心理的虐待、身体的虐待、性的虐待がそれぞれあげられた。

【ひきこもり予備群】は51件（33%）で、その内訳は、《学校に関すること》23件で45%、《家庭に関すること》

表1 学校に行けない子どもの理由

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー	頻度
ひきこもり予備群	学校に関すること	対人関係	15 (9.8)
		学習意欲低下	8 (5.2)
	家庭に関すること	環境の変化	9 (5.9)
		社会的孤立	19 (12.4)
	小計		51 (33.3)
虐待群	ネグレクト	子育て放棄	37 (24.3)
		養育力不全	25 (16.3)
		子育て不安	17 (11.1)
	ネグレクト以外の虐待	心理的虐待, 身体的虐待, 性的虐待	23 (15.0)
	小計		102 (66.7)
合計			153 (100.0)

28件で55%であった。

《学校に関すること》は、いじめなどの「対人関係」や「学習意欲低下」がその理由であった。《家庭に関すること》は、引っ越しなどによる「環境の変化」や生活困窮による進学への不安、両親の離婚などを原因とした「社会的孤立」が主な理由であった。

2. スクールソーシャルワーカーの行った支援

スクールソーシャルワーカーの行った支援は、11の小カテゴリー、4の中カテゴリー、2の大カテゴリーに分類された。大カテゴリーは、【フォーマルサービス】と【インフォーマルサポート】であった(表2)。

【フォーマルサービス】は260件で全体の61.2%に及び、《他職種連携》と《学校との連携》に分類された。《他職種連携》は、「医療との連携」、「教育との連携」、「福祉との連携」、そして関係機関による「合同カンファレンス」に分けられた。「医療との連携」は、親や子どもを医療機関に受診させたり、通院に付き添ったり等であった。「教育との連携」は、スクールソーシャルワーカーが主に適応指導教室や要保護児童対策地域協議会との調整を行っていた。「福祉との連携」は、貧困問題、子ども家庭支援等、行政サービス全般について、担当者と調整を行っていた。「合同カンファレンス」は、医療、教育、福祉のそれぞれの機関が専門分野を超えて、必要に応じて会議を開催し課題の共有を行っていた。

《学校との連携》は、「ケース会議」と「情報共有」に分けられた。「ケース会議」は、子どもの通学する学校の教員等を招集してスクールソーシャルワーカーが会議を開催していた。「情報共有」では、担当教員などから、これまでの子どもの情報収集を行ったり、家庭訪問や面

談等で知りえた子どもの現状を担当教員等に報告したりしていた。

一方、【インフォーマルサポート】は、165件で全体の38.8%を占めた。その内訳は、《家族への支援》と《子どもへの支援》であった。《家族への支援》では、「家族との面談」を通して信頼関係の形成を行っていた。「サービス支援」では、通院に付き添ったり、申請書の作成を一緒に行ったりしていた。「情報共有」では、行政サービスを紹介することで、保護者が主体的にサービス利用ができるようなかかわりを行っていた。

《子どもへの支援》については、「子どもとの面談」を通して信頼関係の形成を行っていた。また「協働作業」では、子どもと遊びや学習支援など、一緒に作業を行うことで信頼関係を形成していた。

3. 学校に行けない理由とスクールソーシャルワーカーの支援内容の関係

学校に行けない子どもの理由とスクールソーシャルワーカーの支援の関係について、小カテゴリーごとに関連を確認するためにクロス集計を行い χ^2 乗検定を実施した。

その結果、【虐待群】では、《ネグレクト》に属する「子育て放棄」「養育力不全」「子育て不安」で、それぞれスクールソーシャルワーカーの支援において有意差がみられた。

具体的には、親の「子育て放棄」のために学校に行けない子どもの、スクールソーシャルワーカーの支援では、「福祉との連携」と家族への「サービス支援」において有意差がみられた(表3、表4)。

親の「養育力不全」から学校に行くことのできない子

表2 スクールソーシャルワーカーの支援内容

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー	頻度
フォーマルサービス	他職種連携	医療との連携	28 (6.6)
		教育との連携	23 (5.4)
		福祉との連携	87 (20.5)
		合同カンファレンス	27 (6.3)
	学校との連携	ケース会議	45 (10.6)
		情報共有	50 (11.8)
	小計		260 (61.2)
インフォーマルサポート	家族への支援	家族との面談	82 (19.3)
		サービス支援	8 (1.9)
		情報共有	12 (2.8)
		子どもへの支援	43 (10.1)
	子どもへの支援	協働作業	20 (4.7)
		小計	165 (38.8)
合計			425 (100.0)

表3 子育て放棄と福祉との連携

		他職種連携 福祉との連携		合計
		いいえ	はい	
ネグレクト	いいえ	34 (37.4)	57 (62.6)	91 (100)
子育て放棄	はい	7 (18.9)	30 (81.1)	37 (100)
合計		41 (32.0)	87 (68.0)	128 (100)

$$\chi^2=4.110, df=1, P<.05$$

表4 子育て放棄とサービス支援

		家族への支援 サービス支援		合計
		いいえ	はい	
ネグレクト	いいえ	88 (96.7)	3 (3.3)	91 (100)
子育て放棄	はい	32 (86.5)	5 (13.5)	37 (100)
合計		120 (93.8)	8 (6.2)	128 (100)

$$\chi^2=4.686, df=1, P<.05$$

表5 養育力不全と合同カンファレンス

		他職種連携 合同カンファレンス		合計
		いいえ	はい	
ネグレクト	いいえ	85 (82.5)	18 (17.5)	103 (100)
養育力不全	はい	16 (64.0)	9 (36.0)	25 (100)
合計		101 (78.9)	27 (21.1)	128 (100)

$$\chi^2=4.147, df=1, P<.05$$

表6 養育力不全とサービス支援

		家族への支援 サービス支援		合計
		いいえ	はい	
ネグレクト	いいえ	100 (97.1)	3 (2.9)	103 (100)
養育力不全	はい	20 (80.0)	5 (20.0)	25 (100)
合計		120 (93.8)	8 (6.2)	128 (100)

$$\chi^2=10.025, df=1, P<.005$$

どもの場合の、スクールソーシャルワーカーの支援では、複数の他職種との「合同カンファレンス」と親への「サービス支援」において有意差がみられた(表5, 表6)。親の精神状態の不安定を主な原因とする「子育て不安」のため、登校できない子どもについては、スクールソーシャルワーカーの「家族との面談」に有意差がみられた(表7)。

一方、【ひきこもり予備群】では、《家庭に関すること》に属する「環境の変化」で、スクールソーシャルワーカーの支援において有意差がみられた。具体的には、引っ越しや両親の離婚等をきっかけとした「環境の変化」で学校に行けなくなった子どもについて、スクールソーシャ

ルワーカーの「医療との連携」での支援で有意差がみられた(表8)。《学校に関すること》については、スクールソーシャルワーカーの支援との関係性は見いだせなかった。

IV. 考察

本研究においては、まず、学校に行けない子どもについて、その理由を検討した結果、虐待群とひきこもり予備群に大別された。

虐待群に属する子どもは、主として親や家族からの虐待が原因で学校に行けなくなる場合であった。虐待の背

表7 子育て不安と家族への支援

		家族への支援		合計
		いいえ	はい	
ネグレクト	いいえ	44 (39.6)	67 (60.4)	111 (100)
子育て不安	はい	2 (11.8)	15 (88.2)	17 (100)
合計		46 (35.9)	82 (64.1)	128 (100)

 $\chi^2=6.426$, $df=1$, $P<.05$

表8 家庭の環境と他職種連携

		他職種との連携		合計
		いいえ	はい	
家庭に関すること	いいえ	96 (80.7)	23 (19.3)	119 (100)
環境の変化	はい	4 (44.4)	5 (55.6)	9 (100)
合計		100 (78.1)	28 (21.9)	128 (100)

 $\chi^2=6.426$, $df=1$, $P<.01$

景には、貧困問題等による保護者の養育能力の欠如が関係していた。不登校を「脱落型不登校」¹²⁾や「養育力欠陥型不登校」⁶⁾ととらえる研究においても、不登校とネグレクトの関係性について言及していることから、学校に行けない子どもには虐待が関係していることが明らかとなった。

ひきこもり予備群は、いじめや学力不振、引っ越し、あるいは体調不良等、様々な原因があげられていたが、家族による虐待以外の原因で学校に行けなくなったものであった。

ひきこもりについては、ひきこもりの評価・支援のガイドライン¹³⁾によると、「様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念」と定義している。このガイドラインによると、義務教育年限の不登校には、入院事例など体調不良による、ひきこもりとの関連性が強い一群が確実にあるといわれている。そこで、本研究においても、このまま学校に行けない状況が続けば、ひきこもりにつながる可能性があることから、ひきこもり予備軍と命名した。

また、ひきこもり予備群も虐待群もともに、子どもが学校に行けなくなる理由は、子ども自身と環境の相互作用が逆に機能して引き起こされることに起因したものと言える。

ソーシャルワークについては、「個人とその人を取り巻く環境との間の相互作用を構成する社会関係に焦点を

あてた活動によって、単独または集団内の個人の社会機能を強化しようとするもの」という定義が代表的であるとされ¹⁴⁾、スクールソーシャルワーカーも環境への働きかけが不可欠と述べられている¹⁵⁾。

従来学校に行けない子どもへの取り組みは、子ども中心に行なわれていたが、スクールソーシャルワーカーの学校への介入により、子どもの周りの環境への働きかけの重要性が再認識されたことになる。スクールソーシャルワーカーは、子ども本人とその周りの環境に働きかけて、「子どもの最善の利益」を守ることが求められていることが示唆された。

次に、スクールソーシャルワーカーによる、学校に行けない子どもへの支援内容については、フォーマルサービスとインフォーマルサポートに大別された。

フォーマルサービスでは、他職種との連携が6割を占めたことから、スクールソーシャルワーカーは、学校に行けない子どもへの支援方法として、他職種連携を重要視していることが明らかとなった。他職種連携は、社会福祉士及び介護福祉士法では、「義務」と位置付けられているが、スクールソーシャルワーカーの資格取得状況によると、5割が社会福祉士であることから¹⁶⁾、スクールソーシャルワーカー自身が他職種連携の重要性を認識していることもその要因と考えられる。

学校に行けない子どもの理由とそれを支援するスクールソーシャルワーカーの支援内容の関連性について検討した結果、スクールソーシャルワーカーと「医療との連携」については、「環境の変化」により学校に行けない子ども以外、様々な理由の子どもが医療を必要としてい

ることがわかった。「環境の変化」を理由にする子どもの多くは、貧困による進学への悩みや両親の離婚を原因としており、医療へのアプローチを必要としていなかった。他方、その他の理由で学校に行けない子どもは、医療受診を必要とする場合が多くみられた。具体的には、子ども本人が発達障害であり、受診の必要性がある場合や、保護者に精神的な疾患があり、受診を必要としている場合がそれに当たる。つまり、スクールソーシャルワーカーの医療との連携の重要性が明らかとなった。

スクールソーシャルワーカーの支援のうち、「福祉との連携」や「合同カンファレンス」の開催に関連していたのは、ネグレクトを受けている子どもたちであった。ネグレクトを受けている子どもたちのうち「子育て放棄」の家族には、スクールソーシャルワーカーは「福祉との連携」を通して、適切な福祉サービスを提供することで、子どもの家庭生活の安定を目指していた。これまでネグレクトを福祉分野が自ら発見することは少ない¹⁷⁾と言われているなか、スクールソーシャルワーカーにはネグレクトを、早期発見する可能性が高く、サービスを必要としている家族を他の福祉サービス等につなぐことが期待されていることが明らかとなった。

また「養育力不全」の家族は、様々な分野のサービス提供が必要であり、他職種の連携が求められることから、スクールソーシャルワーカーが「合同カンファレンス」を開催して、同一の目標に向かって、家族の支援を行っていた。他職種との合同カンファレンスでは、スクールソーシャルワーカーのキーパーソンとしての役割の重要性が示唆された。

スクールソーシャルワーカーの支援のうち、「サービス支援」、「保護者との面談」についてはネグレクトを受けている子どもとの関連が明らかとなった。ネグレクトのうち「子育て不安」を抱える家族には、「家族との面談」を行うことで、家族との信頼関係を形成することが効果的と考えられることがわかった。「子育て放棄」や「養育力不全」の家族には、家族が主体的にサービスを利用できるようにスクールソーシャルワーカーによる「サービス支援」で、側面的な支援が行なわれていた。インボランタリーな家族に対しては、アウトリーチを中心とした支援を行い、家族と協働して課題に取り組む姿勢が、スクールソーシャルワーカーには期待されていることが明らかとなった。

家族の問題がネグレクトという環境を維持している場合、家族を支援することを通して、間接的に子どもを支援することが必要である¹⁸⁾と言われており、スクールソーシャルワーカーには、子どもの周りの環境に間接的

に働きかけて、学校に行けない子どもを支援することの重要性が示唆された。

V. まとめ

「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」の分析から、学校に行けない子どもの理由には、虐待が関係していることがわかった。また、スクールソーシャルワーカーの支援内容との関連では、他職種連携や家族への支援など、子どもの周りの環境への働きかけが重要であることが示唆された。

ただ、スクールソーシャルワーカーの支援内容のうち、学校との連携や子どもへの支援については、学校に行けない子どもとの関連性が明らかにされなかった。

これについては、スクールソーシャルワーカーが、学校配置型と派遣型そして拠点校型に大別され、多くの場合、非常勤体制で常時学校に滞在しているわけではないことが関係しているといえる。

つまり、不登校になっている子どもへの支援は、学校の教員により既に実施されているわけで、途中から介入するスクールソーシャルワーカーは、まずは、教員や子どもとの信頼関係形成から始める必要がある。そのため、教員などの学校関係者や子ども本人への介入よりも、いまだ未介入の状況にある、問題を抱えた家族や福祉サービス関係者との連携が優先されている可能性もある。

今後、教育現場で活躍するスクールソーシャルワーカーには、教育と福祉の連携の必要性について、教育関係者からの信頼や理解を得るとともに、子どもの抱える問題についてともに連携しながら課題に取り組むための努力が求められている。

文 献

- 1) 文部科学省：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/04/17/1384371_1.pdf) 2017 年
- 2) 文部科学省：平成 30 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 (https://www.mext.go.jp/content/20191217_mxt_syoto02-000003300_8.pdf) 2018 年
- 3) 山野則子、野田正人、半羽利美佳編著：「よくわかるスクールソーシャルワーク」ミネルヴァ書房。京都 2016
- 4) 山田恵子：「長期欠席児への教育権保障—スクールソーシャルワークを通してみる不登校児童生徒の現状から—」早稲田教育学研究。2013. 5. 85-98

- 5) 山口倫子：「貧困家庭における不登校児童への支援について―スクールソーシャルワーク実践からの一考察」福祉臨床学科紀要. 2013. 10. 89-98
- 6) 新藤こずえ：「スクールソーシャルワーカーからみた不登校と貧困に関する一考察」立正社会福祉研究 2013. 14. 15-23
- 7) 梶原豪人：「貧困家庭の不登校をめぐる研究の動向と課題」社会福祉学 2020, 61, 59-70
- 8) 木村文香・伊藤秀樹：「スクールソーシャルワーカー導入による不登校対応の変化」情報と社会. 21 2011. 21. 113-127
- 9) 文部科学省：スクールソーシャルワーカー活用事業 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm)
- 10) 文部科学省：初等中等教育局児童生徒課 平成 30 年度 スクールソーシャルワーカー活用事業 実践活動事例集 (https://www.mext.go.jp/content/1422030_001_1.pdf
https://www.mext.go.jp/content/1422030_002.pdf
https://www.mext.go.jp/content/1422030_003.pdf
https://www.mext.go.jp/content/1422030_004.pdf) 2019 年
- 11) 川喜田次郎：「発想法：創造性開発のために」中央公論社 東京 1967 65-114
- 12) 保坂亨：「脱落型不登校と『危険な欠席』、『2014 行方不明』」青少年問題 2014. 61. 10-17
- 13) 厚生労働省：ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000147789.pdf> 2010 年
- 14) 山野則子：「子ども相談体制におけるスクールソーシャルワーク スクールソーシャルワークの可能性―学校と福祉の協働・大阪からの発信」ミネルプァ書房 2007. 2-17
- 15) 門田光司：「不登校児童生徒に対する学校ソーシャルワーク実践の役割機能について」社会福祉学 2002. 42(2). 78-6
- 16) 文部科学省初等中等教育局 児童生徒課：学校における教育相談に関する資料 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf) 2015
- 17) 安部計彦：「要保護児童対策地域協会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究」財団法人こども未来財団. 2011
- 18) 奥村賢一：「ネグレクト児童の支援におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察」福岡県立大学人間社会学部紀要 2018. 26(2) 175-189